「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に、「仮定給料の総額（」を「仮定給料（」に、「仮定給料の総額とし、」を「仮定給料をいう。以下同じ。）の総額（」に改める。

別表第一中

地方職員共済組合		71.6/1000
公立学校共済組合	義務教育職員	74.6/1000
	その他の教職員	45.0/1000
警察共済組合		50.8/1000
東京都職員共済組合		61.4/1000
札幌市職員共済組合		28.0/1000
川崎市職員共済組合		32.0/1000
横浜市職員共済組合		36.9/1000
名古屋市職員共済組合		50.3/1000
京都市職員共済組合		46.0/1000
大阪市職員共済組合		48.6/1000
神戸市職員共済組合		43.4/1000
広島市職員共済組合		28.5/1000
北九州市職員共済組合		37.3/1000
福岡市職員共済組合		37.3/1000
市町村職員共済組合		38.7/1000
都市職員共済組合		

を

地方職員共済組合		48.4/1000
公立学校共済組合	義務教育職員	67.5/1000
	その他の教職員	40.6/1000
警察共済組合		34.2/1000
東京都職員共済組合		39.4/1000
札幌市職員共済組合		
川崎市職員共済組合		
横浜市職員共済組合		
名古屋市職員共済組合		
京都市職員共済組合		
大阪市職員共済組合		30.2/1000
神戸市職員共済組合		
広島市職員共済組合		
北九州市職員共済組合		
福岡市職員共済組合		
市町村職員共済組合		
都市職員共済組合		

に

改め、同表（備考）1中「13.82」を「11.30」に改める。

○総務省告示第百四十一号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）附則第七十四条の二の規定に基づき、昭和五十八年自治省告示第五十九号（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方団体関係団体等が負担する追加費用に関する件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十一日　総務大臣　山本　早苗

「平成二十六年度」に、「千分の二十六・四」を「千分の十七・九」に改める。

○総務省告示第百四十二号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十九条の二第二項及び第四十一条第四項並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）第八十三条の規定に基づき、昭和六十一年自治省告示第六十五号（地方公務員等共済組合法第百十三条第三項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十一日　総務大臣　山本　早苗

「平成二十六年度」に、「千分の三十八・二」を「千分の四十・二」に改める。

○総務省告示第百四十三号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第六十五条第四項及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）第八十二条第三項の規定に基づき、昭和六十一年自治省告示第六十六号（地方公務員等共済組合法第百十三条第三項等の規定により地方公共団体が負担する地方団体関係団体の職員に係る費用に関する件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十一日　総務大臣　山本　早苗

「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に、「千分の三十八・二」を「千分の四十・二」に改める。

○総務省告示第百四十四号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十五条の三の四第二項第一号ニ及び第二号ロの規定に基づき、平成二十一年総務省告示第三百十二号（船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十一日　総務大臣　山本　早苗

第一の一の表中「三ノット未満」を「三ノット以下」に、「三ノット以上で」を「三ノットを超えて」に、「一四ノット未満」を「一四ノット以下」に、「一四ノット以上」を「一四ノットを超え」に改める。

第二を次のように改める。

第二　海岸局に備える船舶自動識別装置の技術的条件

一　設備規則第四十五号の三の四第二項第一号に掲げるもの

1　船舶局に対して情報の送信時間間隔を任意に指定することができること。

2　チャネル管理メッセージを使用することができること。

3　船舶局の送信信号に対してレピータ動作を行うことができること。

4　施行規則第六条の五第三号に規定する海上移動業務識別（以下「海上移動業務識別」という。）を用いて個々の船舶局に対してメッセージを送信することができること。

5　一斉同報メッセージを送信することができること。

6　デジタル選択呼出装置による受信が可能であるものにあっては、設備規則第四十五条の三の四第一項第三号ロの条件に適合するものであること。

二　設備規則第四十五条の三の四第二項第二号に掲げるもの

1　一の4及び5の条件に適合すること。

2　海上移動業務識別は、ＩＴＵ－Ｒ勧告M.585に従うものであること。